

随 意 契 約 理 由 書

件 名	原田南学校給食センター 食缶
契 約 の 相 手 方	(株)中西製作所
根 拠 法 令	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随 意 契 約 理 由	本件は、当センターで使用している食缶の劣化や破損による代替えとして購入するものです。 これらは(株)中西製作所製の食缶洗浄機、配送コンテナ等に合わせた設計で製作する必要があります。 専用のもを使用しなければ、洗浄中に安定せず、十分な洗浄効果が発揮されません。 また多数の食缶を扱うため、形状が変わると保管に支障があり、衛生面・安全面を考え上記事業者製を使用する必要があります。 このことから上記事業者と地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約するものです。
備 考	